

仕 様 書

1. 件 名 森林総合研究所多摩森林科学園 業務用電力の供給

2. 概 要

(1) 需要場所 国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所 多摩森林科学園（以下「発注者」とする。）
東京都八王子市廿里町1833-81

(2) 業 種 学術研究、専門・技術サービス業

3. 仕 様

(1) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式等

1 電気方式	交流 3相 3線式
2 供給電圧（標準電圧）	6,000 V
3 計量電圧（標準電圧）	6,000 V
4 標準周波数	50 Hz
5 受電方式	1回線受電
6 発電設備	なし
7 契約受電設備	別紙 受電設備のとおり

(2) 契約電力及び予定使用電力量

1 予定契約電力 62 kw

ただし、各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11ヶ月の最大需要電力のうち、
いずれか大きい値とする。

2 予定使用電力量 119,319 kwh

（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの使用量見込み）

各月の予定使用電力量は別紙 月別予定電気使用量のとおり

※予定量は過去の実績を参考に算出しているため、契約時の数量を保証するものではない。

(3) 使用期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで

(4) 検針装置等

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針装置による検針

(5) 需給地点

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所多摩森林科学園
(東京都八王子市廿里町1833-81)の受電変電室キュービクル盤内断路器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(8) 検針日および計量

検針日は発注者と電気供給者（以下「受注者」とする。）が協議のうえ定める日とし、定日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。また、計量数値を書面により発注者へ通知するものとする。

(9) 代金の算定期間

受注者の定める期間（1ヶ月以内）とする。

(10) 料金制度

基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など発注者受注者協議のうえ設定するものとする。

(11) 力率

- 1 受注者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引および割増しを行うことができるものとする。
- 2 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(12) 燃料費調整

受注者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、受注者が定める約款の規定による燃料費の調整を行うことができるものとする。

(13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金

当該地域を管轄する一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、受注者は、精算金を請求することができるものとする。

(15) 支払方法

受注者は、代金の算定後、速やかにその代金の請求を発注者に毎月行うこととする。

(16) その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

以上

別紙 受電設備

No.	結線	相別	表示容量	台数
1	—	三	75 kVA	1
2	—	単	50 kVA	1
合計			125 kVA	2

別紙 月別予定電気使用量

年／月	予定契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
令和8年4月	62	5,630
令和8年5月	62	6,972
令和8年6月	62	7,808
令和8年7月	62	10,182
令和8年8月	62	12,104
令和8年9月	62	9,959
令和8年10月	62	7,212
令和8年11月	62	8,448
令和8年12月	62	11,908
令和9年1月	62	12,462
令和9年2月	62	13,169
令和9年3月	62	13,465
		119,319

※予定使用電力量は過去5年の平均値より算出